

第4回京都市奨学金等返還事務監理委員会

日時：平成22年11月17日（水）
午前10時から11時30分まで
場所：職員会館かもがわ 3階 大多目的室

次 第

1 開 会

2 議事等

(1) 報告

- 返還事務の取組状況について
- 督促・催告の実施とその後の状況について

(2) 意見聴取

- 裁判手続の検討について
- 特別な事情による返還猶予の取扱いについて
- 特別な事情による返還猶予に関する個別審査について

(3) その他

(添付資料)

- ・ 奨学金返還事務の取組状況（平成22年9月末日現在） (資料1)
- ・ 督促・催告の実施とその後の状況 (資料2)
- ・ 裁判手続の検討について（案） (資料3)
- ・ 特別な事情による返還猶予の取扱いについて（案） (資料4)
- ・ 特別な事情による返還猶予の審査対象者一覧 (資料5)
- ・ 住民訴訟について (資料6)
- ・ 第3回京都市奨学金等返還事務監理委員会における了解事項について (資料7)
- ・ 第3回京都市奨学金等返還事務監理委員会議事録 (資料8)

奨学金返還事務の取組状況（平成22年9月末日現在）

1 お詫びと説明の取組状況

借受者総数	お詫びと説明の取組状況		所在不明
	文書到達	面談済み	
1,404 人 (100%)	1,391 人 (99.1%)	1,391 人 (99.1%)	13 人 (0.9%)

2 借受者別の返還に関する手続の状況

借受者総数	免除 (一部免除を含む)	返還請求(一部返還を含む)		
			返還済	未返還
1,404 人 (100%)	1,112 人 (79.2%)	250 人 (17.8%)	81 人 (5.8%)	169 人 (12.0%)

※ 「未返還 169 人」のうち、返還に理解を示している者 約 50 人
返還手続を拒否している者 約 40 人
その他、所在不明、免除等手続中、納入依頼中の者等

3 債権別の免除、猶予及び返還請求の状況

年度	要対応件数	猶予	免除	返還請求	返還請求	
					収入	未収入
19 ・ 20	2,053 件 (100%)	69 件 (3.4%)	1,798 件 (87.6%)	186 件 (9.1%)	48 件 (2.3%)	138 件 (6.7%)
	162,755 千円	5,461 千円	143,583 千円	13,710 千円	1,645 千円	12,064 千円
21	1,543 件 (100%)	81 件 (5.2%)	1,173 件 (76.0%)	292 件 (18.9%)	98 件 (6.4%)	194 件 (12.6%)
	120,414 千円	4,500 千円	90,173 千円	25,741 千円	11,498 千円	14,242 千円

※ 高校奨学金・大学奨学金をそれぞれ 1 件、平成 19・20 年度返還分はそれぞれ 1 件としてカウントしている。

※ 平成 19・20 年度分は、自立促進援助金制度の廃止に伴い借受者に返還を求めることとした平成 15 年度以前貸与分に限る。

※ 収入率(収入÷返還請求)は、平成 19・20 年度で 25.8%、平成 21 年度で 33.6% である(件数ベース)。

【返還猶予の内訳】

- 平成 19・20 年度 制度の変更に係る経過措置 69 件
- 平成 21 年度 在学中のため 69 件
収入の大幅な減少のため 12 件

【履行期限の延長の状況】・・・上記「返還請求 292 件」の内数

- 所得が基準以下のため 21 件(17 人)
- その他特別な事情等 0 件

督促・催告の実施とその後の状況

1 平成 19・20 年度返還分（平成 16 年度以降貸与分）等

旧自立促進援助金支給要綱に基づき援助金の支給対象外となり、個人返還することになったもの。

なお、過払金の返納金を含む。

(1) 督促

未返還者 38 人のうち 36 人に対して、本年 3 月 1 日付けで督促状を発行した（指定期限：平成 22 年 3 月 31 日）。残る 2 人については、本市が十分に説明を尽くせていない状況を踏まえて、督促状の発行は保留した。

督促状の発行			36 人
督促 対 する 反 応	返還意思あり 21 人/36 人 (58.3%)	①滞納金を完納した	8 人
		②返還の意思を示した (納入誓約書提出)	13 人 (11 人)
	返還意思なし 又は不明瞭 15 人/36 人 (41.7%)	③未返還 (⇒ 「(2)催告」へ)	12 人
		④所在調査中	3 人
督促状の発行を保留			2 人

(2) 催告（1回目）

督促後も返還に応じない者 ((1)③の 12 人) に対して、本年 8 月 12 日付けで催告書（指定期限：平成 22 年 9 月 10 日）を発行し、原則として面談のうえ手渡した。

催告書の発行			12 人
催告 対 する 反 応	返還意思あり 10 人/12 人 (83.3%)	①滞納金を完納した	2 人
		②滞納金の一部を納入した	1 人
		③返還の意思を示した	7 人
	返還意思なし 2 人/12 人 (16.7%)	④返還の意思を示さない	2 人

2 平成 19・20 年度返還分（平成 15 年度以前貸与分）

旧自立促進援助金支給要綱に基づき援助金の一律支給の対象となっていたが、制度の変更後、経過措置による免除又は猶予の適用を受けなかったもの。

(1) 履行期限経過後の納入依頼

履行期限（平成 22 年 3 月 31 日）の経過後、未返還となっている 67 人のうち、所在不明の 13 人を除く 54 人に対して、原則として面談により、奨学金の返還を依頼するとともに、返還されない場合は督促状を発行することを説明した。

履行期限経過後の納入依頼			54 人
納入 依頼 対 する 反 応	返還意思あり 13 人/54 人 (24.1%)	①滞納金を完納した	2 人
		②返還の意思を示した	1 人
		③返還猶予の相談中	10 人
	返還意思なし 41 人/54 人 (75.9%)	④返還の意思を示さない (⇒ 「(2)督促」へ)	41 人
所在不明			13 人

(2) 督促

奨学金の返還の意思を示さない者 ((1)④の 41 人) に対して本年 8 月 12 日付で督促状を発行し（指定期限：平成 22 年 9 月 10 日）、原則として郵送した。

督促状の発行			41 人
督促 対 する 反 応	返還意思あり 6 人/41 人 (14.6%)	①滞納金を完納した	0 人
		②返還の意思を示した	0 人
		③返還猶予の相談中	6 人
	返還意思なし 又は不明瞭 35 人/41 人 (85.4%)	④返還の意思を示さない	35 人

平成22年度以降のスケジュール

	① 過払金の返納	19・20年度返還分 (15年度以前貸与)	21年度返還分	22年度返還分
	② 19年度返還分 (16年度以降貸与)			
	③ 20年度返還分 (16年度以降貸与)			
(履行期限)	① 奨学金の交付日	平成22年3月31日	平成22年9月30日	平成23年9月30日
	② 平成20年9月30日			
	③ 平成21年9月30日			
平成22年3月	督促	【履行期限到来】		
4月			納入通知書の発行 (新年度調定分)	
5月				
6月				免除申請手続等の案内
7月				
8月	催告①	督促	申請締切日のお知らせ	
9月			【履行期限到来】	
10月				納入通知書の発行
11月				
12月	催告②	催告①	督促	
平成23年1月				
2月				
3月	催告③	催告②	催告①	
4月				納入通知書の発行 (新年度調定分)
5月				
6月	裁判手続	催告③	催告②	
7月				
8月				申請締切日のお知らせ
9月		催告④	催告③	【履行期限到来】
10月				
11月				
12月		裁判手続	催告④	督促
平成24年1月				
2月				
3月			裁判手続	催告①

裁判手続の検討について（案）

1 基本的な考え方

- (1) 「総点検委員会」中間報告において「京都市が借受者に対し、十分説明を尽くすとともに、実態に即した誠意ある対応を行う」ことを強く求められていることを踏まえ、そのために最大限の努力をする。
- (2) 履行期限が経過しても返還金が納入されないときは、督促・催告を的確に行っていく必要があるが、同時に、できる限り自主的な返還がなされるよう誠意をもって相談・指導を行っていく。

その後も、粘り強く納入の相談・指導を行ったうえで、それでもなお資力があるにもかかわらず正当な理由なく返還に応じていただけない場合は、他の借受者との公平性を確保する観点から、法的措置を採ることを検討する。その際、あらかじめ監理委員会の意見を聴く（第2回「監理委員会」了解事項「2(2)奨学金の返還に応じていただけない場合の対応について」参照）。
- (3) 督促状の指定期限後約1年間かけて3～4回程度の催告を行うなどの取組を進め、それでも返還に応じていただけない場合には、裁判手続等について具体的に検討する。まずは、話し合う機会を設け、自主的な解決を図ることを目的として、民事調停を申し立てることを検討していく（第3回「監理委員会」了解事項「2 履行期限経過後の返還債務の履行請求の進め方について」参照）。

《基本的な考え方のまとめ》

- ・ 裁判手続の対象者は、①資力があるにもかかわらず、②正当な理由なく返還に応じない者である。
- ・ 裁判手続までに、①督促、②約1年間をかけて3回又は4回の催告を行う。
- ・ 裁判手続の手法は、当初は、民事調停の申立てを基本に検討する。

2 今後の検討事項

現在、連絡対象者を通じて返還請求を行っているが、今後、保証人への請求や借受者本人への連絡依頼を行いつつ、以下の点を検討する。

(1) 資力の調査

奨学金の返還については、返還が著しく困難であると認められる場合（前年の収入が生活保護基準の1.5倍以下など）に返還が免除される制度が設けられており、この趣旨を踏まえれば、返還能力のある借受者に対しては的確に債務の履行を求めべきである。そのため、借受者（本人又は保証人）の資力を調査する必要がある。

奨学金返還債権は私債権であり、法令により特別な調査権は与えられていないが、主な調査対象として以下のものが考えられる。

- ・ 不動産（登記簿の閲覧）
- ・ 自動車（自動車登録台帳の閲覧）
- ・ その他，面談等を通じて就業状況等を把握できる場合がある。

逆に，返還免除の適用を受けている場合（前年の収入が生活保護基準の1.5倍以下など）や生活保護受給中の場合は，資力があるとは判断し難いと考えられる。

なお，「無資力又はこれに近い状態にあるとき」は，地方自治法施行令第171条の6第1項の規定により，履行期限を延長することができる。

(2) 返還に応じる意思の判断

履行期限の経過後も粘り強く納入の指導・相談を行っても返還に応じていただけない場合は，他の借受者との公平性を確保することを考慮せざるを得なくなる。

以下のような場合は，返還に応じていただけないものと判断せざるを得ないものと考えられる。

- ・ 約1年間にわたって3回又は4回催告を行っても，返還の意思を示していただけない場合（返還しない意思を示さない場合も含む。）
- ・ 返還の意思を示していただけた場合であっても，そのとおりに履行されず，その後も再三にわたり納入の指導を行っても，なお履行されない状態がおおむね1年以上継続した場合

(3) 裁判手続の対象者

ア 現状・・・「督促・催告の実施とその後の状況」[資料2](#)参照

現在，督促を受けた後も返還の意思を示していない者は，[資料2](#)の表の網掛けで示しているとおりである。

- ・ 平成19・20年度返還分（平成16年度以降貸与）等 2人
- ・ 平成19・20年度返還分（平成15年度以前貸与） 35人

今後裁判手続の検討対象となる者は，現時点で最大35人（延べ37人）である。

イ 裁判手続の相手方

裁判手続の相手方は，借受者本人又は保証人（連帯保証人である。）とする。

- ・ 裁判手続の相手方は，借受者本人を基本として検討する。
- ・ 借受者本人に対して連絡することを連絡対象者が了解しない場合は，まずは保証人を裁判手続の相手方とすることを検討する。

(4) 裁判手続の手法

基本的には，まずは，話し合う機会を設け，自主的な解決を図ることを目的として，民事調停を申し立てることを検討していくが，場合によっては，他のより効果的な手法も検討する。

- ・ 平成19・20年度返還分（平成16年度以降貸与分）等で，借受者に「返還しな

なければならない」という意識がある場合は、話し合うことの意義が考えにくく、また、債権債務関係の有無が訴訟で争いとなる余地も考えにくいので、支払督促を申し立てることも検討する。

- 平成 19・20 年度返還分（平成 15 年度以前貸与分）で、借受者に「返還しなければならない」という意識が極めて乏しく、本市が何度納入の指導を行っても、返還に応じない意思（訴訟で争うという意思）が明確である場合は、民事調停が成立する見込みは乏しいため、当初から民事訴訟を提起することも検討する。

(5) 裁判手続の実施の決定

- 上記(1)から(4)までの各事項を検討のうえで、滞納金額等を考慮するなど、より優先的に裁判手続を実施すべき対象者を決定する。

なお、裁判手続の時期として、平成 19・20 年度返還分（平成 16 年度以降貸与）等は平成 23 年 6 月頃、平成 19・20 年度返還分（平成 15 年度以前貸与）は平成 23 年 12 月頃を想定しているが、対象者によっては優先度などから裁判手続の時期が遅くなると考えている。

- 裁判手続を実施する際には、あらかじめ監理委員会の意見を聴く。

所在不明以外の特別な事情による返還猶予の取扱いについて（案）

1 趣旨

- 所在不明のために奨学金等の返還手続について説明を受けていない場合など、履行期限までに手続ができなかった理由として借受者の責に帰すことができない真にやむを得ない特別な事情があると認められときは、これらに係る返還期限の猶予を認め、猶予後の返還債務に関する免除申請をできることとした（第3回「監理委員会」了解事項）。
- 所在不明以外の理由で、借受者が期限内に申請を行うことができなかったことについて、やむを得ない理由があると考えられる具体的な案件が生じたため、その個別案件の事前審査に先立って、一定の事由に該当する場合には特別な事情による返還猶予を認める取扱いを定めるものである。

2 所在不明者等以外の特別な事情

(1) 検討に当たっての前提条件

奨学金等の返還については、自立促進援助金の廃止等の見直しにより、実質的給付であるとしていたものの返還を新たに求めることとなったという特異な経過があるので、本市は借受者に対する十分な説明を尽くす責任がある。それらの説明責任を果たしたといえるためには、借受者が見直しに関する正確な理解を得たうえで、それを前提として責任ある対応を判断できる時間的な条件等が整っていることが必要であるとする。

(2) 考慮すべき背景

奨学金制度の特異な経過等に起因して、次のような事例が見受けられ、このような場合には、借受者等が対応をするうえで障害があったと考えられるため、特別な事情を判断するうえで考慮する必要がある。

- a 当初の説明と異なることや本市の長年にわたる同和行政に対する不信感等により、本市の制度説明を聞いていただくことが困難な事例が見受けられた。
- b 本市の説明よりも第三者から入手した情報（「京都市が裁判に負けるまで放っておくべき。」など）を優先してその影響を受ける事例が見受けられた。
- c 借受者が旧同和地区以外に新しい家庭を築いている場合において、連絡対象者が借受者に連絡を取って説明することに困難を感じて、時間が経過してしまう事例が見受けられた。

(3) 特別な事情による返還猶予を認める事由

(1)及び(2)を踏まえると、次の場合、本市が十分な説明を尽くしたとはいえ、期限内に借受者が申請を行うことができなかつたことについてやむを得ない理由があると認められる。

- A 制度を正確に理解したうえで対応を検討するための相当な時間がなかつたと認められる場合
 - A-1 説明を聞き、理解した後の検討時間が短かつた場合
 - A-2 家庭等の事情（家族間トラブルの発生、複雑な居住状態、その他借受者個人の特殊な事情）により対応が困難であつた場合
- B 履行期限までに制度を正確に理解できず重大な誤解をしていたとの告知があつた場合
- C 履行期限後に連絡対象者ではない借受者又は保証人が連絡対象者とは異なる意思表示をした場合

3 返還を猶予する期間

やむを得ない理由があると認めた時点で履行期限が経過していた分について返還を猶予し、その後、1年当たり少なくとも貸与総額の20分の1ずつを返還していく計画とする。

4 監理委員会への付議の手續

- 監理委員会で事前審査をいただいたうえで返還猶予の措置を採り、その措置後に開催される会議で報告する（第3回「監理委員会」了解事項）。
- 監理委員会の事前審査（個別審査）で返還猶予の承認をいただいた事例と同様の経過があつたと認められるものについては、監理委員会の事前審査を経ずに返還猶予の措置を採り、その措置後に開催される会議で報告する（第3回「監理委員会」了解事項の修正案）。

特別な事情による返還猶予の審査対象者一覧

審査番号	特別な事情	考慮すべき背景
1	A-1(検討期間不足:説明時期) A-2(検討期間不足:家庭等の事情)	b(第三者情報)
2		
3		
4		
5		その他
6		
7	A-1(検討期間不足:説明時期)	a(行政不信等)
8		
9		a(行政不信等) b(第三者情報)
10		
11		
12		
13	A-1(検討期間不足:説明時期) B(制度の不理解)	a(行政不信等)
14		
15		

平成13年3月31日以前に返還の始期を迎えた債務に関する住民訴訟の状況について

1 訴状の内容（平成22年4月27日付け）

(1) 請求の趣旨

被告（京都市長 門川大作（機関としての京都市長））は、門川大作（個人としての門川市長）に対して、金2億500万4,585円及び遅延損害金を支払うよう請求しなければならない。

(2) 請求の原因

平成21年3月26日に、京都市文化市民局人権文化推進担当部長は、地域改善対策奨学金等の平成19年度返還分、2億500万4,585円（平成13年3月31日以前に返還の始期を迎えた債務）の返還を免除した。一律無審査で返還債務を免除することは、裁量権逸脱で違法であり、門川（個人としての門川市長）は、違法な債務免除の決定を阻止すべき監督義務違反により賠償義務を負担する。

2 応訴の方針

条例第3条第1項の規定に基づき適法に行った免除決定について、門川（個人としての門川市長）が責任を問われるべき点はないため、原告の請求の棄却を求める。

3 日程

- | | | | |
|-----------|-------|-----------|-----------|
| 第1回口頭弁論期日 | 平成22年 | 6月24日（木） | 午後 4時 |
| 第2回口頭弁論期日 | 平成22年 | 9月 9日（木） | 午後 1時10分 |
| 第3回口頭弁論期日 | 平成22年 | 10月28日（木） | 午後 1時30分 |
| 第4回口頭弁論期日 | 平成23年 | 1月27日（木） | 午前10時（予定） |

第3回京都市奨学金等返還事務監理委員会における了解事項について

1 報告

○ 返還事務の取組状況について

事務局から資料1及び資料2により報告を受けた。

委員から、以下のとおり意見が出された。

- ・ 制度変更に納得のいただけない借受者に対して、さらに丁寧な説明を求めたい。
- ・ 説明に理解をしていただけない借受者については、説明する担当職員を替えるなどの工夫をすべきである。
- ・ 何度も説明を受けることを苦痛に感じられることもあるということにも配慮し、訪問される相手方の事情も踏まえて、理解を得る努力をしてほしい。

○ 住民監査請求の結果及び住民訴訟への応訴について

事務局から資料3により報告を受けた。

2 意見聴取

○ 履行期限経過後の返還事務の履行請求の進め方について

事務局から資料4により説明を受け、委員会として承認することとされた。

委員から、以下のとおり意見が出され、これらを踏まえ、今後の対応については、個別に具体的に状況を十分に踏まえたうえで取り組むこととされた。

- ・ 借受者本人への連絡及びその依頼については、借受者本人に連絡をとることにプライバシーの問題がある場合があることも踏まえ、時間をかけて、慎重に取り組んでほしい。
- ・ 督促後1年間をかけて催告するのは、通常と比べて長いですが、本件の特異性を踏まえるとやむを得ないものと考えられる。
- ・ 保証人への請求については、裁判手続の直前とにならないよう、時期を早めることも検討すべきである。
- ・ 保証人に対する請求について、保証人が事情を認識していない場合も考えられることにも配慮して取り組んでほしい。

○ 延滞利子の見直しについて

第2回の委員会において、現行の利率は高すぎるので引き下げる方向で見直すべきであるとの意見が出された。これを踏まえて事務局から資料5により見直し案が提示され、委員会として承認することとされた。

委員から、督促状に指定する期限は2週間では短すぎるので、もっと長めに設定するべきであるとの意見が出された。

○ 所在不明等の特別な事情による返還猶予の取扱いについて

事務局から資料6により説明を受け、委員会として承認することとされた。

第 3 回京都市奨学金等返還事務監理委員会

日時：平成 22 年 7 月 5 日

○事務局

それでは、定刻を過ぎましたので、ただいまから、第 3 回京都市奨学金等返還事務管理委員会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様方には大変お忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

この監理委員会は、地域改善対策奨学金等の返還債務の取扱いについて、透明性、客観性、公平性を確保するため、第三者の目からの厳しいチェックや客観的な審査を行っていただくもので、条例の規定に基づき設置されたものでございます。

したがって、当委員会の会議は、原則公開とし傍聴席も設けさせていただいておりますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

また、前回の委員会の了解事項及び議事録につきましては、既に安保委員長に御了解をいただいたうえで、私ども人権文化推進課のホームページで公表をさせていただいております。本日お手元の資料にも、資料 7 及び 8 として添付させていただいておりますのでございます。

なお、本市では夏のエコオフィス運動を実施しており、ノー上着など軽装を励行しているところでございます。本日御出席、また御来場いただきました皆様方におかれましても、どうぞ御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

本日の委員会は、次第にありますように、報告 2 件と、3 件の意見聴取を予定しております。

それでは、さっそくですが、議事進行につきまして、安保委員長、どうぞよろしくをお願いいたします。

○安保委員長

本日は、議題も多いことですので、さっそく議事に入りたいと思います。

まず、最初に報告案件です。

この件について、事務局から報告をお願いします。

○事務局

それでは、事務局から報告いたします。

奨学金等の返還事務の統括を担当とすることになりました担当課長の西尾と申します。よろしくお願ひ致します。

失礼ながら、着席して御説明をさせていただきます。

それでは、奨学金返還事務の取組状況について、平成22年5月末現在の状況を御報告いたします。

資料1を御覧ください。

まず「1 お詫びと説明の取組状況」につきましては、借受者1,404人のうち、1,390人、99.0%の方々に対して、市長のお詫び文、制度見直しの説明及び免除申請書類をお届けし、面談のうえお詫びと説明をすることができております。これは、所在不明等の14人以外のすべての方に対して対応を終えているということになります。

次に「2 返還に関する手続の状況」でございますが、「免除申請受理」、申請手続をしていただいた方ですが、1,073人、76.4%となっており、昨年12月時点と比べ、235人16.7ポイント増加しており、以前と比べ比率が高くなってございます。また「返還に理解を得た」これは、返還を約束した方や既に返還済みとなった方を示しておりますが、75人5.3%となっております。

一方では、「拒否」これは説明を聞くことを拒否する、あるいは申請手続を行わないといった方ですが38人、2.7%と、前回御報告をした昨年12月時点と比べますと4人、0.3ポイントと若干減少しております。また「今年度は手続不要」というのは、国の奨学金制度の適用によって既に免除中になっているもの、あるいは学校

在学中のために既に猶予となっているものを示しております。借受者の内訳として示している「手続の状況」以外に107人の方がおられますが、そのうち猶予申請を受理している方が43人、所在不明あるいはその調査中の方が14人、さらに制度見直しの説明等を受けているが手続をしていただけていない方が50人、3.6%となっております。したがって、拒否の方38人と手続をしていただけない方50人を合わせた合計88人、6.3%の方に対しましては、引き続き返還手続に向けた粘り強い働きかけが必要になっていると考えております。

次に「3 免除、猶予及び返還請求の状況」についてでございますが、これは、高校奨学金、大学奨学金別、かつ年度別、すなわち債権単位で返還債務の状況を把握しようとするものでございまして、猶予、免除したもの、あるいは返還をいただくべきものを示しているものでございます。先ほどまでの実人数での表記と異なりまして、件数がそれとは一致しませんので御注意ください。

それでは、19・20年度返還分について見てみますと、これは今回の奨学金制度の見直しで、新たに返還を求めることとなった平成15年度以前貸与分に係るものでございますが、既に免除や猶予となっているものを除き、合計で2,054件への対応が必要となっております。そのうち、新たに猶予したものは返還終了年度の翌年度へ期限延長を認めるという経過措置によるもの69件、3.4%、また新たに免除したもの、これは自立促進援助金の支給判定基準を免除基準とした経過措置によるものなどですが、1,792件、87.2%となっております。これらの数値につきましては、平成19・20年度返還分に係る履行期限が平成22年3月31日となっておりますので、申請書類不備のため補正を求めている数件のものを除きまして、ほぼ確定の数値となっております。

また、免除率につきましては、19・20年度返還分は、旧自立促進援助金の支給判定基準を経過措置として免除判定基準に用いることとしているため、旧自立促進援助金の支給判定実績が約85%となっておりますので、従来の実績にほぼ見合った

ものになっていると考えております。

一方、免除や猶予とならず、返還をいただくべき件数が193件、9.4%となっております。そのうち、未収入となっているものが149件となっております。これを収入率、収入した件数を返還請求の件数で除して算出したものと見ますと、22.8%となっております。返還をいただくべきもののうち未収入分149件、1,235万4,000円につきましては、既に履行期限が経過しておりますので、今後督促や催告を含め自主的な納付に向けて、引き続き納付相談など適切な対応に努めていきたいと考えております。

なお、未収入件数について実人数で見ますと、合計で約60人程度であり、拒否の方が40人弱、免除申請等の手続をしていただけていない方が約20人となっております。

次に、21年度返還分について見てみますと、既に免除や猶予となっていたものを除き、合計で1,541件への対応が必要となっております。そのうち、在学中を理由として新たに猶予したものが69件、4.5%であり、新たに免除したものは所得が生活保護基準の1.5倍以下に該当したものなどで、1,077件、69.8%となっております。これらの数値につきましては、平成21年度返還分に係る履行期限が平成22年9月30日となっておりますので、確定値ではなく、今後も申請手続により数値が上昇することが考えられます。

また、免除率につきましては、国の奨学金の免除判定基準と同等のものを用いているため、この間の京都市における国の奨学金の免除判定実績を見てみますと4割から6割程度となっていたことから、従来の実績と比べ、やや高い比率となっております。これは対象者がおおむね30歳以下の若年者であることもあり、また昨今の厳しい経済状況や雇用環境の悪化が大きく影響しているのではないかと考えております。

一方、免除や猶予の手続を行っておらず、返還をいただくべき件数は395件で、そのうち未収入となっているものが349件となっております。返還をいただくべき

もののうち、未収入分349件、2,676万3,000円につきましては、本年の9月に履行期限を迎えることとなりますので、今後、引き続き免除申請や納付に係る相談を行い、必要な手続をしていただけるよう、丁寧な対応に努めていきたいと考えております。

なお、未収入分を実人数で見ますと、今後、免除決定等で減少することが考えられますが、約280名となっております。

次に「4 履行期限の延長の状況」でございますが、これは、借受者の実態に応じた適切な対応となるようにしているものであり、第1回監理委員会で御了解いただいた取扱いに係るものでございます。

具体的には、所得が一定基準以下、これは免除判定基準には該当しないものの、自立促進援助金の支給判定基準には該当するような所得の場合、あるいは個別の具体的な事情、例えば住宅ローン等がある場合、返還を行うべき残期間と同期間を限度として期限を延長し、1年当たりの返還金額を最大で半減することを意図したものでございました。

これにつきましては、特別な事情による申請はございませんでしたが、所得が基準以下の場合で13件の該当がございました。

次に、次のページ「5 手続をしていただけない借受者の反応等」でございますが、これまで借受者等に対しては、免除申請の説明や納付依頼等を行ってまいりましたが、先ほど御説明したとおり、なお返還も免除申請の手続もしていただけない方がおられますので、それらの方の主な意見や反応を御紹介いたします。

拒否をされているケースにつきましては、「何度も連絡をしてくるな」あるいは「追加の提案がなければ話す必要はない」などと対応される場合があり、連絡をとるのが大変困難なケースが多くを占めております。これらの方は制度変更が納得できない、あるいは京都市の責任を問いたいとする主張を持っておられるものと思われま。また、訪問をしてもまともに取り合っていただけず、説明もできずに門前払いのよう

な場合などもみられます。しかしながら、それらの中には免除に該当する可能性が高いケースも見受けられますことから、何とかして説明の機会が得られたらと考えておるところでございます。

また、免除基準に該当しても、申請されていないケースにつきましては、「家族に相談したが、話を聞いてもらえない」「もう少し待ってほしい」など、家庭内で対応を相談されているなどの事情が伺われるものもでございます。一方、何度訪問し手紙等をお届けしても連絡をいただけないケースも多くみられているところでございます。

また、その他の意見としては「返還するのが本来あるべき姿だと思う」など制度見直しを肯定的にとらえていただいているものもございますが、「制度変更に納得していないから本当は出したくなかった」と納得していないものの手続をされた方、これらの方が実際的に多数いらっしゃるのではないかと考えられます。あるいは「奨学金の返済や免除申請を行った者と反対している者との間に、公平性の確保を図るべきである」と京都市の対応が公平となることを強く求める意見がございました。取組が進んだ状況を踏まえ、特に公平性を求められている点で十分に留意すべきものと考えております。

以上のように、対応に苦慮しているところもございますが、機会をとらえて、引き続き、粘り強く働きかけ、理解を得ていきたいと考えております。

続いて、資料2を御覧ください。

これは、返還免除に係る所得判定基準額につきまして、国の奨学金の免除判定基準を適用することとし、生活保護法の規定による保護基準に基づいて算定した年額の1.5倍以下であれば免除できるとしているところでございますが、本年4月に生活保護基準の見直しがあり、これに伴い改正したものでございます。

裏面を見ていただきたいのですが、裏面の網掛け部分に変更箇所であります。子ども手当の創設に伴い、児童養育加算について、対象を小学校修了前から中学校修了前の児童に拡大するとともに、金額を従来6万円、又は12万円となっていたわけです

が、これを15万6,000円へと増額しております。また、教育扶助基準につきましては、その一部で名称のみ夏季施設参加費から校外活動参加費に変更してございます。

なお、当該規定は22年4月から適用することとしており、見直し前に既に非免除決定となっていた方につきましても適用することといたしましたが、新基準を適用すれば免除に該当するという方はおられませんでした。

これらの変更事項につきましては、免除申請手続の説明等に併せてお知らせし、周知を図ってまいりたいと考えております。

最後になりましたが、平成22年度の返還事務の取組体制につきまして、御報告をいたします。

奨学金の返還事務につきましては、平成21年4月以降、課長級4名、係長級11名、係員11名の合計26名を配置し、直接対応する担当としては係長と係員のペアを9ペア設けて業務を行ってまいりました。平成22年度につきましては、先ほども御説明したような返還事務の進捗状況を踏まえまして、課長級3名、係長級5名、係員5名の合計13名の体制とし、実際に借受者の方などに直接対応する担当といたしましては、事業担当課長、担当課長のもとに、係長と係員のペアを4ペア配置して取り組んでおります。

業務の進捗状況に応じて、組織体制の規模を見直したところではございますが、取組内容が不十分とならないよう、引き続き、着実に取組を進めてまいりたいと考えております。

奨学金返還事務の取組状況等に関する事務局からの報告は以上でございます。

○安保委員長

そうしましたら、返還事務の取組状況について御質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

○田多委員

借受者の反応のところ、制度変更になんて納得していないという方が多数出てきましたけれども、制度変更について丁寧に説明していただいていると思いますけれども、もうちょっと、もう少し突っ込んで丁寧に制度変更になったということを伝えていただきたいなと思います。

○事務局

私どもの方でも、制度変更につきまして説明はさせていただくように取り組んでおりますけれども、先ほどもございましたように、おおよそのイメージでいきますと拒否者のうち大体3割ぐらいの方はまだ説明を聞いていただけないと。あと7割ぐらいの方については、行って説明は聞いていただきますけれども、今回御報告させていただいているように、内容的に納得がいかないと、やはり京都市が従前の対応を変えたということで、だましたのではないかというようなことであったり、京都市自身の責任というのももう少しはっきりしないと、やはり納得がいかないんだというような御意見がまだなおあるということでございます。

○安保委員長

長谷川委員，どうぞ。

○長谷川委員

今後、先ほどの御説明で粘り強く対応をされているということだと思っておりますけれども、さっきペアの話がありましたけど、4ペアでされているという。説明のうまい下手云々よりもですね、説明のされ方というんですかね、説明を受ける方からした場合、同じ説明をされるにしても、丁寧は丁寧だと思っておりますけれども、その辺の工夫なんかですね、このペアでだめな場合にまたほかのペアでされたりということもされているのでしょうか。

○事務局

担当の関係でございますけれども、昨年、先ほど言いましたように9ペアでさせていただいております。今回、取組状況を踏まえて4ペアということに変えております

ので、そういう意味で言いますと従前担当をしていたエリアよりも広がったということがございまして、そういう意味では実質的に従前対応していないところも対応しているところがございます。そういう意味では対応者側が変わったというようなところがございます。先ほども話がございましたように、やはり具体的に人の相性という部分もあるでしょうし、そういう部分ではなるべくちゃんとしっかりお話を聞いていただけるような環境というものをですね、中身だけではなくて、なるべく相手に聞いていただけるような状況をつくっていくという意味では、今言われましたように固定的なペアだけではなくてですね、他のペアとの間での取組の情報交換をするなど、情報を共有するということも含めて、少し工夫ができる余地があれば工夫をしたいなというふうに思いました。

以上でございます。

○長谷川委員

では、その辺は工夫をされるということで理解したらよろしいんですね。分かりました。

○安保委員長

私の方からも、この反応を見ますと、何度も連絡をしてくるなというふうな御意見もあるようで、説得もですね、期間が長くなると受けられる方のほうもですね、同じ内容のことを説明を受けることについて、やや苦痛に思われるところもあるのかなということがありますので、説明を受けられる方も何回も同じ説明を聞くということについて、苦痛に感じられる点もあるということも配慮していただいて、その間の期間とか、それから訪問の時間とかいろいろ工夫されているとは思いますが、十分訪問される相手方の御事情も踏まえて、ただ何回も丁寧に説明をしていただかないと進捗しないということもありますので、担当の方にはですね、非常にその微妙な御配慮をいただくことになるとは思いますけれども、できましたら御納得いただけるということが一番ですので、努力をお願いしたいと思います。

ほかに御質問はありませんでしょうか。この返還事務の取組状況についての報告は以上でよろしいでしょうか。

そうしましたら、次の報告事項で、住民監査請求の結果及び住民訴訟への応訴についてということで、議題に挙がっておりますが、この点について説明をお願いできますでしょうか。

○事務局

それでは、住民監査請求及び住民訴訟につきまして、御報告をいたします。

資料3を御覧いただきたいと思えます。

まず「1 住民監査請求」についてでございます。

平成12年度以前に返還の始期を迎えた債務のうち平成19年度分返還分につきましては、平成20年11月市会において議決をいただいた「返還の債務の取扱いに関する条例」に基づきまして、履行期限である平成20年9月末を経過した後、平成21年3月26日に一括して免除手続を行っております。

この免除決定につきましては、前回の監理委員会で御報告いたしましたとおり、平成21年9月18日付けで住民監査請求が行われ、平成21年11月17日付けで請求棄却、一部却下との監査結果の通知がなされております。住民監査請求の後、住民訴訟の手続が可能とされている監査結果の通知後30日以内には訴訟の提起がなかったという、そういう経過であったわけでございますが、その後、平成22年3月5日付けで同一趣旨の内容の住民監査請求がなされ、同じく3月23日付けで監査結果が通知されたということでございます。

監査請求の内容につきましては「(1) 監査請求の内容」にありますように、市長が条例案を提案したこと、市会議員が条例案に賛成し可決成立させたこと、市長が条例を公布したこと、さらに文化市民局担当部長がこの条例に基づき免除決定をしたことの4点につきまして、市の財政を著しく損なうもので違法であるとして、損害賠償請求等の措置を採るように求めていたというものでございます。

これに対する監査結果につきましては「（２） 監査結果の内容」にございますが、市長の条例提案行為、市議員の条例可決行為、市長の条例公布行為につきましては、住民監査請求の対象となる財務会計行為には当たらないとして、いずれも却下されております。残る免除決定につきましては、条例の内容に著しく合理性を欠き、財務会計行為の適正確保の見地から看過し得ない違法性があるとは認められず、違法不当事由は見出せないとして棄却されております。

次に「２ 住民訴訟」についてでございます。

先ほどの住民監査結果を不服として提起された住民訴訟についてでございますが、平成２２年４月２７日付けで京都地方裁判所に対して訴状が提出されております。請求の内容につきましては「（１）訴訟の内容」にありますように、１２年度以前に返還の始期を迎えた債務のうち、平成１９年度返還分を一律無審査で免除することは、裁量権の逸脱であり、免除決定を阻止すべき監督義務に違反するとして、個人としての門川市長に対して、平成１９年度返還分に係る免除決定額２億５００万４、５８５円及び遅延損害金を支払うように請求しなければならないとしております。

本市といたしましては、条例に基づき適法に免除決定を行ったものであり、責任を問われるべき点はないので、原告の請求の棄却を求めて応訴しております。

なお、第１回口頭弁論は、既に６月２４日に行われましたが、次回９月９日には本市が提出した答弁書等に対して、原告側から主張が示されることとなっております。

住民監査請求及び住民訴訟に関する事務局からの報告は以上でございます。

○安保委員長

この点について、御質問はございませんでしょうか。

監査請求と裁判ですので、監査請求の結果と裁判が今提訴されて、今後の進展について御報告をいただいたということによろしいでしょうか。

○長谷川・田多委員

はい。

○安保委員長

そうしましたら、次に意見聴取の案件に移りたいと思います。

まず、1番目は、履行期限経過後の返還債務の履行請求の進め方についてでございます。事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは「履行期限経過後の返還債務の履行請求の進め方につきまして」御説明をいたします。

資料4を御覧いただきたいと思います。

先ほど返還事務の取組状況について御説明をいたしました。平成15年度以前に貸与した奨学金に係る平成19・20年度返還分の履行期限につきましては、平成22年3月末となっておりますので、既に履行期限を3箇月程度経過したという状況となっております。また、平成21年度返還分の履行期限につきましては、平成22年9月末となっております。後3箇月程度で期限を迎えるということとなります。また、それ以降の各年度の返還分につきましても、翌年9月末にそれぞれ履行期限を迎えるということとなっております。

このような中で、履行期限を経過した返還債務につきまして、今後どのように履行の請求を進めていくのか、案を取りまとめましたので御審議をお願いしたいということでございます。

まず「1 基本的な考え方」についてでございます。

奨学金の返還につきましては、一般の債務とは異なり、京都市が自立促進援助金の支給と一体的に運用し、実質的な返還を求めてこなかったという特異な経過がありますことから、「総点検委員会」の中間報告で「京都市が借受者に対し、十分説明を尽くすとともに、実態に即した誠意ある対応を行う」ことを強く求めておられますように、十分説明を尽くし、誠意ある対応となるよう、最大限の努力を行うということが基本の認識であると考えております。

そのうえで、具体的な方向性につきましては、前回の監理委員会で「奨学金の返還にに応じていただけない場合の対応について」で御確認いただきましたように、第一に督促・催告を的確に行っていく必要があるが、同時にできる限り自主的な返還がなされるよう誠意をもって相談、指導を行うこと、第二にそれでもなお資力があるにもかかわらず正当な理由なく返還にに応じていただけない場合には、公平性を確保する観点から法的措置を採ることを検討すること、であると考えております。

そして、これらの考え方の基礎となるものは、奨学金返還債務の特殊性を踏まえ、十分な配慮を行いつつ、一方で適正な債務管理を行うことであると考えております。

これらを踏まえまして、「2 具体的な進め方（案）」として、現在、考えておりますのは、主に次の5項目でございます。

まず「（1）面談による納入の依頼」でございますが、督促状や催告書の送達といった通常の債権管理で求められている対応に加え、より丁寧で誠意をもった対応となるよう、その指定期限後に直接面談により、納入の依頼を行うという趣旨でございます。具体的には、督促状の発行に加え、1年間で催告書を4回程度送達することを想定し、督促状の発行前の予告を含め、指定期限後には原則として訪問等により面談を行うというものでございます。

別紙1を御覧いただきたいんですが、これは、他の債務との比較で奨学金返還における対応をどのように丁寧に行っていくかということの流れ図で示したものでございます。

下段に【参考】として示しているのは「税，社会保険料等の一般的な徴収手続」についてのものでございますが、これは、公的債権でございますので、直接に強制執行する権限が付与されているものでございます。督促後、完納しない場合、財産調査のうえ、差し押さえをしなければならないとされております。督促後、財産調査と合わせ、催告や差押え予告等を行い、早いケースでは督促後約3箇月程度で差押えを行う場合があるとのことでございます。

一方、それと比べまして奨学金に関する債権の性質についてでございますけれども、金銭消費貸借契約に基づいて発生した私的債権といえるものでございまして、債権として地方自治法施行令等により督促や強制執行などを行わなければならないとされてはおりますが、直接に強制執行する権限がないことから、最終的には民事上の手続により裁判所に執行を求めることが必要となっております。

債権管理について法令で求められておりますのは、下線で示しております。まず、督促を行うということでございます。そして、督促後、相当期間経過しても履行されない場合、保証人がある場合につきましては保証人請求することとされております。そのうえで、裁判手続、これには民事調停、支払督促、民事訴訟等がございますが、これらにより履行を請求し、「債務名義」いわゆる債務者の債務を法的に証明する、例えば「確定判決」などを取得したうえで、裁判所等に強制執行を申し立てることなどとなっております。

また、多くの場合は、その過程において納付相談により御理解をいただき、一括して納入いただいたり、納付誓約により分割して納入いただけることになるというふうに考えております。

以上のような、債務管理として求められている適正さを確保したうえで、「十分な説明を尽くすために」特に十分配慮しようと考えているところが、網掛けとなっている「納入の指導（面談）」の部分でございます。督促後、自主的に納付をいただけるよう3箇月に1回、年に4回程度の催告を行うとともに、督促や催告後に面談による納入の依頼を考えているというところでございます。

次に、資料の別紙2を御覧いただきたいのですが、今申し上げました督促や催告等の取組につきまして、返還年度別、すなわち履行期限別にスケジュールのイメージを示したものでございます。

左上に過払金の返納、また16年度以降貸与分に関するものなどが示してございまして、それから右側に返還年度順に19・20年度返還分、21年度返還分、22年

度返還分に係るものまでを区分して、それぞれ２段目に履行期限を記載したうえ、それぞれの取組を２２年３月から２４年３月までの間、示しているものでございます。

先ほどの「面談による納入依頼」につきましては、網掛けとなっております督促、催告の履行期限後にそれぞれ行いたいと考えているものであります。また、督促に当たりますには、履行期限が到来していることに加え、督促が予定されていることを事前にお知らせし、いきなり督促状をお届けすることのないように配慮すべきと考えております。

また、督促や催告の具体的なスケジュール化に当たりますには、借受者の方に混乱が生じないよう返還年度別に異なる時期に依頼することのないよう、同一時期に複数年度分をまとめて行うなど、実施時期を調整して示しております。

なお、１６年度以降の貸与分につきましては、平成１５年度以前の貸与分とは異なり、所得判定の結果、返還を求める場合があるとの説明を行ったうえで貸与しておりますので、催告回数を４回ではなく、３回程度にするなど、対応を区別する必要があると考えております。

また、平成１６年度以降の貸与分につきましては、コミュニティセンターで奨学金に関する事務を所管していた平成２１年３月以前において、既に納入指導を行っておりますが、人権文化推進課で統一的に対応をすることになったことを踏まえ、平成２２年３月に再度、督促を行ったところでございます。

その結果につきまして、表の下に記載しておりますけれども、対象者３８人のうち２１人、５５．３％の方が納入し又は納入の意思を確認することができるなど、半数を超える方が前向きに対応いただいているところでございます。

このことは、貸与時における説明状況が平成１５年度以前の貸与分とは異なりますので、単純に推測することはできませんが、今後の督促による履行請求が一定の理解を促す契機となるものと考えております。

また、裁判手続の時期につきましては、最も早いものでは平成１６年度以降貸与分

に關しまして、面談等による依頼を丁寧に行ったうえで、平成23年6月ごろに行うことがイメージされているということでございます。

次に再度、資料4に戻っていただきたいんですが、「(2)分納の取扱い等」についてでございます。

借受者の方にとりましては、履行期限経過分のみではなく、履行期限が未到来の返還債務もでございますので、それぞれの個別の状況を踏まえて、免除、猶予、履行期限の延長等の相談を併せて行うことが重要になってくるというふうに思っております。そのうえで、滞納金を一度に支払うことが困難であり、分割して納付するとの申し出があった場合の取扱いでございます。

原則としては、1年間に貸与総額の20分の1以上、すなわち1年度相当分以上を返還していただくものであれば、分納を認めるというふうにするというものでございます。これは、現年分の返還と合わせて、最低2年度相当分以上返還いただくというもので、返還額が特に過重なものとならないように配慮するというものでございます。例えば、履行期限内にある22年度の返還に加えて滞納となった分が19、20、21年度の3箇年分というような場合につきましては、滞納分についてはそのうち1年間で1年度相当分以上を返還すれば、それを認めるということでございます。

しかしながら、現年度分の免除決定がされるというような場合もございますので、その場合につきましては、返還することが著しく困難であるとして、それ以降5年間が免除となっているわけでございますので、そのような取扱いとは別にし、5年間で滞納分を完納していただくというような計画であれば、それを認めることとするということで、所得の状況に応じた取扱いとなるように考えております。

一方で、分納という取扱いは、履行期限を経過したものに対して特に認めるというものでございますので、計画が不履行となった場合、他の方との公平性の観点からは、いったん誓約を白紙に戻して、一括して返還を求めることができるようにしたいと考えております。これについては、1回の不履行ではなく、不履行が2回以上となった

場合とし、不履行の状況が続かないよう、早目に借受者の方の状況を確認し、相談することが大切であると思っております。

さらに、いったん、一括返還を求めた場合は、確実な履行を求めるという観点から、特別な理由がない限り、再度の分納は認めないものと考えております。特別な理由といたしましては、家族の入院など緊急かつ臨時的に予期せぬ支出が発生した場合など、やむを得ないような場合があるかと思っておりますので、それらの場合に限定すべきものと考えております。

次に裏面になりますけれども、「(3) 本人に対する連絡」についてでございます。

奨学金の返還につきましては、これまで連絡対象者として把握している、主に借受者の父母に対して御説明をし、手続をお願いしてきております。これは、借受者本人が奨学金制度を活用していることや、旧同和地区の出身であることなどを知らない場合や、既に旧同和地区以外で新たな家庭を築かれ、御家族はそれらの経過を承知されていない場合なども推察されますので、十分な配慮をし、慎重に対応してきたというものでございます。

一方、連絡対象者の方に連絡しても対応していただけない場合、又はいくら説明をしても返還手続に応じていただけない場合、先ほど御説明したように、今後法令に基づき裁判手続等を探らざるを得ないということを考えますと、借受者本人の意思を確認することは最終的にはやむを得ないものであるというふうに考えております。

具体的には、慎重に対応すべき事案でございますので、当面、連絡対象者の方に対して、本人への説明と意思確認をお願いし、そのうえでなお対応いただけない場合、最終的には借受者本人へ連絡することになることをお伝えしたいと考えております。

なお、借受者本人にどのタイミングでどのように御連絡するかについては、これらの取組を進めたうえ、その結果を踏まえて、再度お諮りしたいというふうに考えております。

次に「(4) 保証人に対する請求」についてでございます。

先ほども御説明したとおり、地方自治法施行令によりますと、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、保証人の保証がある債権については、保証人に対して履行を請求することとされておりますので、それに基づいた手続を行うというものでございます。保証人につきましては、奨学金の貸与申請時において、誓約書として「奨学金の返還の債務を本人と連帯して負います。」との内容で住所、氏名を記載することとなっておりますので、それらの内容を踏まえて請求を行うということでございます。

具体的には、督促後に履行されない場合、催告のいずれかの段階で保証人名で履行請求を行うというものでございます。

最後に「（５）裁判手続等の検討」についてでございます。

以上のように、督促後１年程度をかけて取り組んでも、返還に応じていただけない場合、やむを得ず行うこととなる裁判手続について、具体的に検討を進めるというものでございます。

具体的な手法につきましては、十分に説明を尽くし、誠意ある対応を行うとの基本的な考え方を踏まえ、できる限り、より強制的ではない手法を選択すべきであることから、まずは、話し合いの機会を設け、自主的な解決を図ることを目的とした民事調停を申し立てることを検討していきたいというふうに考えております。

なお、対象者につきましては、取組の推移を踏まえ、基準を定めたいえ、具体的な事例に基づき、監理委員会で事前審査を行っていただきたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○安保委員長

それでは、説明を受けまして、まず御質問はございませんでしょうか。

○長谷川委員

分納の取扱いの最後のところですが、一括返還を求めた場合、再度の分納は

特別な理由ということですがけれども、家族の入院による緊急かつ臨時の支出発生等というのがうたわれていますけれども、これは、やっぱり申し出があつてのものという感じなんではないでしょうか、イメージ的に。特別な事情というのは提示されていますけれども。

○事務局

これは、まずはやはり不履行が2回になるというようなことで、1回ですぐに、一括で返還を求めることはいたしませんけれども、その際に、当然その状況を聞かせていただくということでございますので、御相談の中でそれらの特別な事情があるかどうかというのは、見させていただくということになってくるかと思ひます。

○安保委員長

この分納の取扱いに関しては、きめ細かくいろんなことを想定されて、取扱いの基準について定められ、書かれていると思うんですけれども。

御意見でも結構です。

○田多委員

(3)のね、本人に対する連絡のところですがけれども、最終的には借受者本人へ連絡をとることとなるようになってますけれども、これは本当に慎重にしていきたいなという感想をもちました。

○安保委員長

この点については、これまでの委員会するときにも、御本人が知らない場合もあるということで報告を受けており、事務局も、特に御本人に対して連絡をとるときは十分配慮するというふうに回答されているところなんですけれども、事務局の方で特にこの御本人に対して連絡をとることについて、考えられておられるところはあるのでしょうか。

○事務局

本人に対する連絡についてでございますけれども、まず基本の認識につきましては、

先ほど申しあげましたように、奨学金の返還債務というのはあくまでも借受人本人に係る債務であるということだと思いますと、やはりなかなか納得いただけないということになれば、本人への連絡は必要不可欠とならざるを得ないなどは考えておるところでございますけれども、やはり本人に連絡をとるということにつきましては、特に個人のプライバシーの保護という観点からいうと、大変慎重に対応をしなければならない問題をはらんでいると思っております。先ほども少し御説明いたしましたけれども、一般的な状況でございますと、旧同和地区以外に移転している方は大変多くなっているわけでございますし、また地区内外での婚姻が進んでいるという状況があるわけでございます。そういうことを考えますと、借受者の本人の方が、自らの出身について、配偶者などの家族に明かしていないというような場合も当然推察されるということでございます。先ほど申しあげたように、また御本人自身が旧同和地区の出身であるということ承知されていないという場合も考えられると思います。ですから、これらのあらゆる可能性、またその影響ということ十分に認識したうえでの対応が強く求められていると認識しております。それで、現在考えておりますのは、最終的に御本人への連絡ということでありまして、これまでの取組経過を踏まえまして、連絡対象者の方に対して、まず本人に説明をしていただくように御依頼をするということ、そしてまた、その際、もし本人に連絡をしていいよというような、了解がいただけるのであれば、そのような状況が整った場合については、対応ができるのかなとは考えてはおります。また、最終的に本人に連絡をとる場合につきましても、やはり先ほど言いましたように、家族間におけるプライバシーという問題も当然ございますので、本人以外には用件を伝えないでありますとか、十分その辺りについては留意した対応をとっていかなければならないと考えております。いずれにいたしましても、御本人への連絡ということをせずに進められるような状況があれば、こういうことについて考えなくていい部分があるかと思っておりますけれども、やむを得ず対応していかなければならないという状況を踏まえまして、やはりまずは連絡対象者に対して、これ

らのことをお伝えをして、その状況を踏まえてその後の対応についてもまた慎重に対応を考えていきたいと考えておる状況でございます。

○安保委員長

田多委員，いかがですか。

○田多委員

今のところは、家族の方に、本人に連絡を依頼してもらうとかね、そうおっしゃってましたけれども。時間をかけてやっていただきたいなと思います。

○事務局

今おっしゃられたように、直接いきなりですね、今の段階で御本人に連絡をとるということは考えておりませんので、まずは、今まで取組を進めてきた連絡対象者の方に、今後の督促・催告をし、最終的には裁判手続ということも考えざるを得ないという状況の中で、御本人に対する説明も必要な場面が出てくると、この辺りを段階を踏んで説明させていただきたいということでございます。

○安保委員長

具体的に、どういうケースなのかというのも、具体的な御事情を聞かないと、こちらの方も連絡対象者と借受者御本人との関係とか、よく分かりませんので、事務局の方で丁寧に対応をしていただいて、その間の借受者と連絡対象者の方の御事情とかを丁寧に聞いていただくほかないかなというふうに思います。

今回の進め方によると、まず民事調停からということですので、民事調停の場合だったら、例えば借受者御本人と連絡対象者を通じて御連絡をとれて、例えば、調停の呼出状の送付先を、連絡対象者のところでいいという了解が取れば、そういう呼出状の送達方法というのも、裁判所に事情を説明して、そこで必ずそれができるといえるのであれば、取れるかなというふうに思いますので、具体的にこれからいろいろな御事情を聞いていただいて、具体的なところをできるだけ把握をしていただくのが大切かなと思うんですけれども。

○長谷川委員

質問なんですけどね、保証人に対する請求というのは、これは同時にされるんですか。御本人に対する部分とも、同時にされるのか、それとも御本人が返還がちょっと難しい場合にされるのか。タイミングはどうなんですか。

○事務局

まずはですね、先ほど言いましたように、連絡は、連絡対象者に対して行っておるわけですね。中身的には本人あての請求をしているという形になっているわけなんです。その本人あての請求をしても、履行していただけないという場合においては、連帯保証人等、保証人等がある場合には、そこに請求するという形になっておりますので、本人あての請求をし、催告をして、履行をお願いしてもですね、それに応じていただけない場合には、保証人あてに直接、その方に対する請求をさせていただくということです。

○長谷川委員

先には、御本人で。

○事務局

本人に対する、本人あて請求をしても、督促後なお一定期間、対応いただけないという段階で。

○長谷川委員

一定期間のイメージはどれぐらいですか。時間的に。

○事務局

その辺りは、ここで4回ほど催告を考えておりますけれども、その中でしかるべき段階で考えております。

ただ、どちらかという、あの方になってくるのかなと思いますけれども、まずは、御本人あての請求等をもう1回、再度させていただき、催告もさせていただき、そういう中で、その次の段階であろうかと思っています。

○長谷川委員

そういう意味では、先ほど田多委員がですね、おっしゃった、御本人に対する、いわゆる連絡はプライバシーの問題があるので、慎重にとおっしゃいましたので、保証人は必ず記名しているんですよね、借受けするときにはね。だから、保証人への請求を早めてあげたらどうかと。今の御説明でしたら、同時的な感じになっているんですけどね。

○安保委員長

早目に。

○長谷川委員

そうそう、早目にいう感じでね。どうなんですかね。それが、また先ほど、田多委員が指摘されたプライバシーの保護にもつながります。御本人によっても保証人へ。保証人は必ず自署されているんですよね。

○事務局

そうですね。連絡の状況を少し別の面でいいますとですね、御本人にお話をしているケースがないわけではないんですね。と言いますのは、御訪問し御相談する際に、本人も含め対応されるというケースもありますので、ですから、先ほど言った拒否されている方であるとか、19・20年度でまだ手続をいただけてない、そのまま経過してしまっているような方の中で、本人に連絡をしているというのは大体1割ぐらいの方でいらっしゃるわけですね。ただ、やはりその後残りの7割程度の方というのは、保証人であり連絡先であるというような状況でありますので、実質的な話でいうと委員が言われるようにですね、保証人に対して直接請求するというのは、ある意味では非常に効果がありますが、ただ手続上でいいますと、まず本人あての請求ということをして、その段階で対応されない場合の次の段階であろうかと思えます。ただ、先ほど言った4回という中でどの段階でするかというのは、御意見を踏まえまして、もう少し具体的に検討を深めたいなと思っております。

○安保委員長

この保証人の方なんですけど、どういう方が、なっておられるのでしょうか。親族とか親御さんとか、それから連絡対象者とかなり重なるんですかね。

○事務局

そうですね。連絡対象者の方と重なるケースが大部分というようにはなっておりません。御両親のいずれかというケース以外には祖母であるとか祖父であるとかというケースもございますし、家庭の状況によりましては、お父さんお母さんが早く亡くなっているというようなケース等があって、御兄弟がなっているとか、そういう細かい事例はありますけれども、多くはお父さんかお母さんかどちらかがなっぺらっしゃるというようなケースがほとんどだと思います。

○安保委員長

これは、御本人と保証人との関係っていろいろあると思いますので、連絡対象者と重なっている場合は事情が分かっておられると思いますので、それ以外の方の場合は、もしかしたら当時ですね、保証人の意思の確認をどの程度とられているのか、ちょっと分からない、不明なところがあるので、もしかしたら余り意識をされずに書かれている方がいらっしゃるのかもしれないので、連絡対象者じゃない方でどうも関係が遠いと思われるような場合は、ちょっと慎重にですね、どういう方であるのかとか、それも踏まえて、いずれ督促を出せるのかというのも考えられた方がいいのではないかなと思うんですけどね。保証人の方が今どういう状況にあるのかというのも、全く分からないで自覚されているのかどうかも分からないところがありますので、連絡対象者以外の方で関係が疎遠だと思われる方が保証人の場合は、十分慎重に連絡された方がいいんじゃないかなというふうに思います。そうしないと、保証人の方も地域外の方である場合に、いろいろ御事情があるかと思いますが。でも、基本的に連帯債務ですので、御本人と連帯保証人との関係は、補充性はないので、御本人と一緒に督促をしてもいいという、法律上としてはそうですので、長谷川委員がおっしゃるのは、

基本的には、原則としてはそうなんです。

長谷川委員が言われているのは、例えば裁判手続を採る直前になって、はじめて保証人に連絡が行って、保証人がそんなことなら早く言ってくれたらというふうなことにならないようにというふうな御趣旨だと思います。

○事務局

その辺りにつきましては、十分今後検討をさせていただきたいなと思います。先ほどお話がありましたように、やはり具体的な状況を踏まえながら、こういうプライバシー等に配慮しながら進めるということについて、又は、具体的な保証人にどのタイミングであるかということにつきまして、やはり個々の状況を十分踏まえ、認識して行う必要があるかと思っております。そういう意味では、先ほど申し上げたように19・20年度の部分について言いますと、例えば拒否の方が40名程度、あとその他手続していない方が20名程度、60名程度の方かなと思っておりますけれども、それらの方の状況につきまして私どもが把握している状況をベースといたしまして、対応については個別に具体的に検討をしていきたいなと思っております。

○田多委員

保証人の方はね、制度が変更になったとか、案外無関心でいらっしゃる方もおられるんじゃないかなと思うんですけれどもね。そこら辺で、急にこういうことが来た場合にはびっくりされるんじゃないかなと思いますけど。

○安保委員長

保証人の方で連絡対象者以外の方は、御事情が分からない方もいらっしゃると思いますので、その方への連絡のとり方と説明の仕方、それから関係によっていつの時期にとるのかというのは、個別的によく吟味をしていただいて、進めていただく必要があるかと思えます。

○事務局

それぞれの対応について、個別の状況を十分踏まえたうえで適切な対応を考えてい

きたいと思います。

○安保委員長

説明を聞いたときに、通常督促から裁判手続まで催告を4回されて、1年は通常に比べてすごく長いかなというふうにも思うんですが、本件は特異な経過をたどった件ですので、裁判手続に入る前に慎重に進めていただくのが本件の特異性からしたら妥当なのかなと思うんですけれども、長谷川委員はいかがでしょうか。

○長谷川委員

そうですね。時間があるだけに、長いですから、逆に慎重な態度でね、態度というかね、対応ですね。国税債権でしたら本当にもう3箇月でポンときますんでね。そうですね。

○事務局

先ほど来、議論いただいているように、一方では債権としての管理という部分が当然あるわけですけれども、経過の部分でいいますと、非常に特殊な部分をもっておりまして、返還そのもの自体についてもいろいろと御意見を持ってらっしゃる方がいるわけですから、その辺についてはこれで十分というのがないぐらいに思っております。そういう点では1年ということは、これでももしかしたらまだ短いという御意見もあるのかもしれないと思うほどのものがございますので、なるべく機会を設けて御理解いただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○安保委員長

今のことについて、御意見はありますか。

○長谷川・田多委員

ございません。

○安保委員長

そうしましたら、委員から御意見が出ましたように、本人に連絡をとる場合の十分な配慮と、保証人の方に関しても、十分配慮をしていただいて、連絡をとっていただ

き進めていただくということで、委員会として承認してよろしいでしょうか。

では、委員会といたしまして承認することといたしたいと思います。

そうしましたら、続きまして「延滞利子の見直し」についてですが、事務局の方から説明をお願いします。

○事務局

それでは、「延滞利子の見直し」につきまして御説明をいたします。

資料の5を御覧ください。

延滞利子につきましては、前回の監理委員会でも御審議をいただきました。正当な理由なく返還すべき日までに奨学金等を返還しなかった場合は、延滞利子を支払わなければならないということが、奨学金の貸与規則及び就学奨励金の貸与要綱で定められているところでございます。

この正当な理由の取扱いにつきましては、前回の監理委員会で御了解をいただいたところでございますが、延滞利子の年利14.5%につきましては、利率を引き下げる方向で見直すようにとの御意見を頂戴したところでございます。

今回は、延滞利子の取扱いにつきまして、年利の引下げを含めた見直し案を取りまとめましたので、御審議をお願いしたいということでございます。

まず「1 趣旨」につきましては、規則や要綱を制定した昭和58年当時と比べますと、社会経済状況の変化もありますので、それらを踏まえまして延滞利子の利率の引下げ等の改正を行うというものでございます。

次に、「2 概要」でございますが、大きく5点ございます。

まず、「(1) 延滞利子の利率は原則として年利5%とする。」としております。

奨学金の延滞利子の法的意味は、履行遅延に係る遅延損害金ということでございます。民法上は、約定がなければ法定利率として5%というふうになっているところでございます。すなわち、奨学金の返還につきましては、原則として一般の債権債務の場合と同様に取り扱おうとするものでございます。

また、延滞利子の請求の目的につきましては、履行期限内に返還されている方との公平性を確保するためであり、利率を殊さら高く設定すべき理由はないものと考えております。奨学金の見直しによる返還請求につきましては、丁寧に説明を尽くすことによつて、理解が得られるよう努力しているところでありまして、高額な延滞利子を課すことによつて返還を促すべきものとは考えていないということでございます。

規則や要綱の制定当時からの社会経済状況の変化につきましては、1枚めくっていただきまして、参考の資料がございます。その資料の2、下の表になりますけれども、これを御覧いただきたいと思ひます。ここでは一つの目安として「基準割引率及び基準貸付利率」これは従来の公定歩合といったものでございますけれども、それと長期プライムレートの推移を載せてございます。基準割引率は平成22年6月におきまして0.3%でございますが、規則制定当時に比べまして約18分の1、また要綱制定当時と比べましても約8分の1に下がっております。また長期プライムレートにつきましては、平成22年6月において1.45%でございますが、それぞれと比べまして約4分の1、又は5分の1以下に下がっているということでございます。これらの推移からは、社会経済状況として低金利へ大きく変化しているということがお分かりいただけるかと思ひます。こうした状況を踏まえますと、年利率を14.5%から5%に変更したとしても、決して低い率というわけではないかというふうに思ひます。

ただ、あえて法定利率の5%より低い利率を設定しますと、やはり市民的な目線から言ひますと、特別というような誤解を招くという恐れもございまして、5%よりも低く設定するという事は、市民的な理解という点で難しいというふうに考え、5%が適当ではないかと考えておるところでございます。

次に、また資料の方に戻っていただきまして「(2) 履行期限経過後6箇月間は、延滞利子の利率は半分の年利2.5%にする。」ということでございます。

税金や社会保険料の場合も、一定の期間は延滞金の利率は半分に設定されているというケースもございまして、その趣旨は滞納期間が比較的短期である場合は、ペナルテ

イーを課す必要性が低いためだと考えられます。奨学金につきましても、履行期限経過後の一定の期間内に自主的に返還していただけるのであれば、延滞利子を請求する必要性は低いのではないのかと考えたということでございます。

次に裏面の方であります。「(3) 督促状に指定した期限までに完納されたときは延滞利子を請求しない。」というふうにしてございます。

これも社会保険料の場合に同様な規定がございますし、督促状の指定期限までに返還に応じていただけるのであれば、延滞利子を請求する必要性は低いのではないかと考えたところでございます。

次に、「(4) 延滞利子の算定の際に端数処理を行う。」としてございます。

これは、借受者の負担の軽減ということもございまして、また一方では、事務の簡素化という観点から考えたものでございまして、税や社会保険料などの場合にも同じような規定がございます。

具体的な端数処理の方法ですが、返還すべき奨学金の額そのものに千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて計算する。また、延滞利子が計算した結果千円未満ということになれば、それは徴収をしない。また、延滞利子の100円未満の端数については切り捨てる。これらのような端数処理を行いたいというものでございます。

最後に5点目でございます。「(5) 延滞期間の起算日は、返還方法にかかわらず同一の日とする。」としております。

これはどういうことかと申しますと、例えば、平成21年度の返還であれば、月賦の場合、21年10月から22年9月まで各月末に履行期限が到来するということになるわけですが、年賦の場合は22年9月末ということになるわけでございます。したがって、返還方法によって同一返還年度分であっても延滞期間の起算日が異なってまいりますので、返還方法により延滞利子の金額に格差が生じないように、21年度であれば22年10月1日から延滞利子を計算することに揃えようということ

ございます。

以上の内容で、利子につきましてシミュレーションしたものがございますので、資料をまた少しくっていただきまして、先ほど見ていただきました長期プライムレート等の資料の裏面になりますけれども、こちらの方に延滞利子のシミュレーションをしてございます。これは上段が現行の年利14.5%でございまして、中段のものが見直し後の内容となっております。例えば、私立高校、私立大学の場合、貸与総額が大体600万ぐらいの方が最高だと思われるので、年額でいいますと30万程度ということでその数値で見ていただきます。現行であれば上の表30万円のところで一番下の右から二つ目、例えば1年ほど経過した場合の延滞利子につきましては43,500円ということでございますが、先ほど申し上げたような取扱いに見直すとすれば見直し案、その下の表の同じ箇所を見ますと、11,200円ということで、約4分の1程度という形の軽減ができるのではないかと考えております。

また、再度資料に戻りまして「3 実施時期」でございましてけれども、今後は既に滞納となっている部分も含めまして、今回の見直し後の規定を適用したいと考えてございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○安保委員長

事務局からの説明をお聞きいただいて、御質問、御意見はございますか。

長谷川委員、いかがでしょうか。

○長谷川委員

感想的には、私は前回のときにちょっと利率が高いんじゃないですかということで、正確に分析されてですね、これぐらいでしたら感想的にですけども、直感的ですけども、妥当かなという感じは受けますね。

○安保委員長

端数処理とかの細かいこともね、いかがですか。

○長谷川委員

含めてそうですね。まあ、千円いうところでね、切られてますので。いいかなと思いますけどね。

○安保委員長

田多委員，いかがですか。

○田多委員

私も妥当だと思いました。

○安保委員長

私の方から少しお伺いしたいんですけれども，（３）の督促状に指定した期限までに完納されたときは延滞利子を請求しないということで，先ほどの進め方を見ると，今年の７月に督促状を出されるということですよ，平成１９年と２０年度分に関しては。そうすると，この履行期限というのは督促状に記載する指定期限というのは大体いつごろになると考えておられますか。

○事務局

そうですね。おおよそ２週間程度を考えますと，７月の，例えば今後中旬以降ということであれば，８月上旬のいずれかというようなイメージになるかと思っています。

○長谷川委員

逆にもうちょっと時間あってもいいんじゃないですか。言われている２週間というのは，短すぎませんか。いただいてすぐ２週間。督促状，来てからすぐ２週間。指定期限がね。１箇月なり２箇月とか。

○事務局

前回の３月の督促の際にはほぼ１箇月とっておりますので，大体そういう線で訂正させていただきまして，ほぼこれまでと同じ形で対応したいと思っております。

○安保委員長

そうしたら、7月の末だと8月の末ぐらい。そこから。それまでに納めていただければ延滞利子は発生しないという取扱いをされることになるんですね。

○事務局

そうですね。期限はそれに定めさせていただいて、それまでに納めていただくということであれば、延滞利子については請求しないという形でございます。

○事務局

それと、繰り返しになりますけれども、先ほど言いましたように、督促を発行する前に、必ず導入面談をしたいと思っておりますので、機械的に急に送られてきてというような形にはならないと思っております。

○安保委員長

ほかに御意見はございませんでしょうか。

そうしたら、延滞利子の見直しについては、社会情勢とそれからそもそものこの返還をしていただく趣旨も踏まえて、引下げをしていただくということで、これも遡及して実施していただくということで承認ということによろしいでしょうか。

そうしましたら、委員会として承認ということといたします。

最後の意見聴取の案件ですが、所在不明等の特別な事情による返還猶予の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは「所在不明等の特別な事情による返還猶予の取扱い」につきまして、御説明をいたします。

資料の方は資料6を御覧いただきたいと思います。

まず「1 趣旨」についてでございますが、奨学金の返還手続につきましては、それぞれ返還年度ごとに履行期限がございます。それらの期限を過ぎると、免除や猶予などの申請ができないということになってございます。

しかしながら、それらの手続ができなかったことにつきまして、借受者側の責に帰

すことができない真にやむを得ない事情が認められるときには、何らかの対応をすべきではないかというふうに考えられますので、返還期限を猶予することを認め、猶予後において免除等の申請を受け付けることが可能となるようにしようとするものでございます。

免除判定につきましては、あくまでも申請時点において返還が困難であるかという判断を行うものでございまして、過去に遡及して行うことができないという性質上、このような場合には以上のような取扱いをするのが最も合理的であると考えております。

また、当該猶予の根拠につきましては、奨学金貸与規則又は就学奨励金貸与要綱のそれぞれ第12条第1項第3号に返還猶予に関する規定がございますので、その規定を適用することができると考えてございます。

次に「2 対象者」でございます。

まず①でございますけれども、所在不明者の方についてでございます。所在不明の方につきましては、当然返還免除等の手続の説明を受けているわけではございませんので、手続ができなかったことについては借受者の責に帰すことができない真にやむを得ない理由があるものに該当するというふうに考えております。そのほか、例えば海外に長期滞在していたということが後で判明したような場合、これらの場合につきましても具体的な手続ができないわけでございますので、今回の対象になるものと考えております。

次に②でございますけれども、これはその他の場合につきましても認めたらどうかということでございます。具体的な事例は、現在のところ想定しているというわけではございませんが、連絡がつくまでに相当な時間がかからざるを得なかったというような借受者の御事情があり、かつ、そのようなことを踏まえ、実際の面談のための相談時間がすごく短くなった、それに加えて家庭内にいろいろ特別な御事情があって、なかなか話を進めていくということが難しかったというような、そういう特別な状況

というのがあった場合が考えられます。個別に内容を審査させていただいて、相当な理由がある場合については、柔軟に対応をしたらどうかということで、その余地を認めてはどうかと考えているところでございます。

次に「3 返還を猶予する期間」でございますが、やむを得ない理由が継続した期間は猶予するというところでございまして、その理由が解消した以降におきましては、1年に1年度相当分を返還していただくということでございます。これは、返還計画期間を当該猶予期間相当分だけ将来に向けて変更する、全体として先に送るというような形で調整をさせていただくということでございます。

最後に「4 監理委員会への付議の手続」でございます。

所在不明者や長期不在者につきましては、事由が明確でありますので、措置後に監理委員会に御報告させていただきたいと思っておりますが、そのほかの場合には、相当な理由があるかどうか具体的に判断する必要がありますので、これにつきましては個別に事前審査をいただき、措置すべきかどうかを判断したいと考えております。

事務局からの報告は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○安保委員長

御質問、御意見いかがでしょうか。

○長谷川委員

所在不明の概念ですね、所在不明等になってますけれど。本当にいらっしゃらないのかと。その辺の御説明をいただきたいのですが。

○事務局

所在不明者につきましては、免除できるというような規定等もありますので、その際に必要な調査というのはどういうものかということで、前々回、御議論いただき御承認いただいたところでございます。基本の調査といたしましては、まずは、住民登録上どうなっているかという確認をさせていただくということ、それを踏まえまして現地の確認を当然させていただくということになります。現地の確認につきましては、

実際そこで全く違う方の表札が上がっているとか、違うということがはっきりする場合もあれば、表札等もなく、よく分からないというようなケースもございます。可能な範囲で、現地で近所の方に聞くというケースもありますけれども、プライバシーに配慮し聞く条件がない場合は、基本的に現地の状況を見させていただくと住民登録上どうなっているかを確認させていただくというような形で確認をしているというところでございます。

○長谷川委員

すると、いわゆる町並みが変わっているというのもおかしいですけどね、古い建物が建てかわったりしてというようなこともあるんですか、やっぱり。

○事務局

そうですね。住所付近に行ったらもうそこは更地になっていて変わっているというようなケースもあります。そういう場合は、基本的には住民票の調査も1回してそれきりというのではなくて、何回か照会をしますので、その中で、判明するケースなどもありまして、また次のところが分かるというようなこともあります。

○長谷川委員

それと例えば、何番地というのが、ほかの番地になったりというようなことなんかもないんでしょうか。そんなことがあるように聞いたことがあるんですけど。住民票と自分が使っている番地が違っているようなこと、そんなことでの所在不明ということはないのかどうかというのを確認したいんですよ。

○事務局

何か地番の変更とかで番地が変わってくることもあるかもしれません。しかし、基本的にはまず現地確認をすることがあるわけですので、まず住民票上の住所が把握できたとしたら、住宅地図等で調べてそこに名前があるかどうかとかを見ることになります。ですから、かなり広い番地で家がどこかというのが特定できないようなケースでは、その周辺を見て、そういうお名前がないかとかいうのは調査することになると

思います。住所がここだから該当がないというふうにはっきり言える場合もあれば、今おっしゃられたような番地の状況など、必ずしも明確に言えないようなケースもありますので、調査範囲を少し広めに見るようにしております。

○長谷川委員

特に、住宅地図なんかは非常にあいまいですからね。住宅地図上の番地というのは、非常にあいまいなケースが多いですから、そういうことでこの所在不明になっていないかなというふうなことをふと思っただけで確認されているのでしたらいいんです。

○安保委員長

京都の町中ではやや公図と実際の個人の持たれている番地とがずれている場合があります。そういう場合もあるので、多分そういう意味で言われていると。

○長谷川委員

そういう意味で聞いていますけど。

○安保委員長

実際住民票上の住所が現地でどこかというのを特定するのが難しい場合もあると思いますので、現地調査をされるときには、慎重にさせていただく必要があると思います。しかし、なかなか京都市の担当者として事情を説明してというのが難しい場合もあると思いますので、かなり工夫をしていただいて現地確認をしていただきたいと思います。

○事務局

いったん、所在不明の認定はしますけれども、その後、定期的に調査をしてまいりますので、その中では住民登録の状況はどうかということも当然見ますし、現地の確認もしていくということになります。そういう中で、調査は幅広にしていってまいりますけれども、住民票の移動があったり、状況が分かってくるというケースも当然あるかと思っています。

○安保委員長

今までの訪問等をしていただいた感じでは、そうたくさんの方が上がってくるわけではないんですよ。

○事務局

そうですね。14人程度ということでございます。中には住民票の移動が頻繁にあり、まだなお確認ができないという方とか、調査中の方が数名いらっしゃいますけれども、大体10名程度の方につきましては、住民票等が確認できない方、又は住民票を確認したうえ、訪問しても、そこには実際いらっしゃらないというようになっていくということでございます。

○安保委員長

田多委員は何か、御質問、御意見ございませんでしょうか。

○田多委員

所在不明とか、時効が何年間とかそういう決まりがあるんでしょうか。

○事務局

免除する規定がございます。その場合は調査をしまして3年間経過をするということで、まず住民票の確認及び現地調査をし、所在が分からないとう認定をいたしまして、それから定期的に調査をし、それが3年間継続するようであって、かつ、親族から免除の手続がされた場合は免除というような形になってございます。

○安保委員長

それは以前に確認したことですね。

この対象者の②のところは、1番の趣旨が、連絡がつかなくて説明ができなかったということなので、それと同等な形で説明ができなかったために期限内に申請手続を行うことができなかったという、同等の方という部分になるんですよ。

○事務局

趣旨としては、そういう意味でございます。今のところ、これで特に対応する事例があるかどうかということまで詰まっておりますけれども、例えば、昨年7月ぐら

いから具体的な説明に伺っていく中で、実際に連絡すべき方自身がなかなかはっきりしないというケースがあるわけです。訪問した際に、そこに御家族がいらっしゃったとしても、実際の連絡者の方とは接点がなかなか取れないというような状況でございまして、連絡先の方なり、保証人の方に直接お話することが難しくって、期間がかなり経過してしまったというようなケースがございました。そういう特殊なケースに該当するものがないわけでもございませんので、そういうところでやむを得ない理由がある場合につきましては、同等の取扱いをするべきではないかということがございます。

○長谷川委員

「返還を猶予する期間」のところ、20分の1ずつを返還していくという根拠は何ですか。

○事務局

猶予する理由が継続した期間の年次分をそのままずらすということを表記しているものでございます。期限を経過してしまったのが3年間ぐらい経過したという場合は、返還期間をそのまま3年後ろにずらすというものでございます。

1年当たり20分の1というのは、貸与総額を20年以内で返還しなければならないということがございます。

○長谷川委員

分かりました。

○安保委員長

やむを得ない期間は猶予しているので、その後に、例えば返還免除の申請をされる場合もあるし、免除の事由に当たらなければ返還をしていただいて、それは通常の返還のルールに従ってしていただくということですね。

○事務局

そうですね。

○安保委員長

いかがでしょうか。

○田多委員

これは、いいことだなと思いますね。やむを得ない事情があると認められたら、返還期限を猶予していただけますし、そしたらまた免除の申請もできますし。

○安保委員長

この趣旨は、説明ができなかったということですので、それにしたがって対象者の②のところも、今後その場合は事前に委員会に諮っていただくということなので、そのときには、かなり個別の事情ですね、そのほか期限内に申請を行うことができなかったことについてやむを得ない理由があるかどうかについて、個別委員会で検討することになるかと思います。

それから対象者①についても、所在不明とか長期不在というふうに該当するということについて、後で委員会に報告していただけることなので、所在不明と認定したことについても委員会で検証することができることになるとと思います。

そうしますと、この取扱いで承認していただくということでよろしいでしょうか。

そうしましたら、本日の意見聴取案件としては、3件とも承認をしていただいたということとします。

その他というように議事事項なっておりますが、最後にそのほかの点について、田多委員、長谷川委員、何かございますでしょうか。

○長谷川委員

特別にはございませんけれども、総点検委員会が終了してから大分時間が経過しますね。その辺で全体の動きというのはどのようなものでしょうか。我々も、委員会で検討させてもらっていますけれども、何か変化があったかどうか、その辺のこと、ちょっとあれば聞かせていただければと思います。

○事務局

総点検委員会のその後の取組ということでございまして、この総点検委員会の報告につきましては、平成21年の3月に提出いただいております。この中で、6項目の検討事項につきましては、あるべき姿の方向性についての御提言をいただいております。具体的には、一つ目にはこの奨学金の関係で自立促進援助金制度を平成20年の12月ですね。12月に廃止をいたしまして、今度新たな奨学金制度を発足させたと。この事務の進行に当たりましては、本日の会議でありますこの監理委員会を設けまして、客観的、透明性をもってきちっとチェック進行管理を行っていただくということで、この監理委員会の御審議を踏まえて適切に事務を進めておるというところでございます。

二つ目が、コミュニティセンターについてですけれども、これにつきましても、平成22年度末でいったんコミュニティセンターを廃止するという条例をですね、平成21年の2月市会で議決をいただいております。この平成21年度、22年度の2年間をかけて新たな施設への転用を図っていくというということで、この2年間は暫定期間という形で今現在検討を進めておるというところでございまして、全部で15館あるんですけれども、そのうち第1次分として、五つの施設については、既に、例えば、第2児童福祉センターというものを設置、転用するとか、あるいはDV、ドメスティックバイオレンスの相談支援センターに転用していくというのが第1次案で、転用計画を策定しております。

引き続き、それ以外の10箇所につきましても、基本的には市民の身近な交流活動拠点という位置付けで、市民活動センター的なものにしていってはどうかということで、今現在検討しております。これについては、来年平成23年4月から、新たな施設として生まれ変わって運営していくというような状況になってございます。

あと、改良住宅ですね。改良住宅についても、これまで一般の公営住宅とちょっと取扱いが違っていた点があったのですけれども、そういった部分についてはすべて一元的な取扱基準に是正したということと、改良住宅そのものの建て替えもですね、

今後は漫然と建て替えていくのではなく、集約化を図っていくとかですね、あるいは分譲住宅とかいったような多様な住宅供給の手法も取り入れていくといったような方向で今検討されております。

これと並行して、延長線上の話になりますけど、崇仁地区の将来検討ということで、これについても将来ビジョン検討委員会というのを、平成21年度に立ち上げておりまして、これは恐らく本日7月5日に、その最終計画案が市長に提出されるということで、多分明日の新聞には出るかと思うのですが、ビジョンの検討がされているということでございます。

あと、地区施設ということで、学習施設とか、保健所分室というのは先ほど申し上げたコミュニティセンターの転用と併せて検討しておるといことですが、もう一つの地区施設である市立浴場、これ2点問題点があり、一つが料金の格差があるということで、これについては計画的に改訂していこうということで、平成21年の5月に40円の値上げをしております、当初120円の格差でしたけれども、今現在は80円の差になっております。これについても、今後計画的に格差是正をしていきたいというふうに思っております。

後は、啓発、市民啓発の関係ですけれども、これについてはですね、行政が押しつける啓発をするのではなく、できる限り市民の自発的な活動を支援していこうという趣旨で、啓発活動補助金というのを設けておるのですけれども、これについても、増額して、市民主体の啓発活動を推進していくというような形で、六つの項目について、すべて一応着手をしておるといことなのです。

それと併せて、報告の中では今後の市政のあり方として、オープン、オーディナリー、行政の行政依存からの脱却という三つの新たな視点で、市政の刷新を図るべきという御指摘をいただいております、これについては、全庁的にあらゆる特別扱いをやめていこうということで、いろんな取組をしております。具体的には、運動団体の機関紙の購読の数を大幅に削減するとかですね、これまで同和問題に特化したよ

うな形での差別事象の取扱要綱というのがあったのですが、そういうものを廃止して、人権問題一般すべてという形で対応していこうと、そういった取組を全庁的に進めておるといような状況でございます。

○安保委員長

この啓発に関しては、市民の自主的な活動ということで、補助金を増額していただいて、申請件数が増えたとか、活動団体が増えたとか、そういうことは実際に目に見えてあるのでしょうか。

○事務局

はい、昨年度の実績で申し上げますと、前年度12件が、確か16件に増えております。

その増えた分は、従前この補助金を使っておられなかったところが新たに増えたということで、そういう意味では新規開拓といえますか、すそ野が広がったというふうに思っております。

○安保委員長

よろしいでしょうか。

○田多委員

DVについておっしゃってましたね、コミュニティセンター。それはシェルターみたいな、ああいうようなのができるのでしょうか。

○事務局

いえ、シェルターではなくて、いわゆる相談センターという形になりまして、そこでいろいろ御相談を受けたりとか、あるいは情報提供とか、そういったものを想定しております。ただ、近辺にそういうシェルター的なものは、別個に近くにあるという地理条件になってございます。

○安保委員長

よろしいでしょうか。

報告いただいております。

そうでしたら、委員会の方は以上ですので、事務局の方からほかにありましたら。

○事務局

本日は大変多くの項目につきまして、御熱心な御審議ありがとうございました。

本日、御審議いただいた点、あるいはいただきました御意見、御指摘を十分に踏まえて、引き続き丁寧に手順を踏まえて進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。また、今回の会議の議事録につきましても、できるだけ早く事務局で案を作成し、委員長に御確認いただいた上で、公表させていただきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、次回以降の委員会の日程でございますが、今後の事務の進捗状況等につきまして、本年9月末日に、平成21年度分の奨学金の返還期限が到来いたします。

こういったことを踏まえましてですね、11月ごろを目途に取組状況等の報告をさせていただきますというふうに考えております。

また、個別の案件が出てまいりましたら、随時委員の皆様と日程調整をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局からは以上でございます。ありがとうございました。

○安保委員長

それでしたら、本日の委員会はこれで終わりたいと思ひます。

どうもありがとうございました。